

新たな防災気象情報の変更に伴う津市地域防災計画の主な読み替え

No	冊子名	頁	現行計画	読み替え後
1	風水害等対策編	25	<p>第3節 土砂災害等予防計画</p> <p>2 土砂災害対策</p> <p>(1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部）</p> <p>津地方気象台と三重県が共同で発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。</p> <p>また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への避難情報発令の判断材料として活用します。</p>	<p>(1) 土砂災害に関する情報の把握（危機管理部）</p> <p>津地方気象台が発表するレベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報、三重県土砂災害情報提供システム等により土砂災害の危険度情報を把握するとともに、監視を行います。</p> <p>また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集し、防災活動や住民等への避難情報発令の判断材料として活用します。</p>
2	風水害等対策編	26	<p>第3節 土砂災害等予防計画</p> <p>3 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>(2) 情報の収集（危機管理部）</p> <p>津地方気象台と三重県が発表する土砂災害警戒情報や、三重県土砂災害情報提供システム等により、警戒区域ごとの土砂災害危険度情報の監視を行い、状況を把握します。</p> <p>また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集・分析し、迅速な住民等への避難情報発令の判断材料として活用します。</p>	<p>第3節 土砂災害等予防計画</p> <p>3 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>(2) 情報の収集（危機管理部）</p> <p>津地方気象台が発表するレベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報、三重県土砂災害情報提供システム等により、警戒区域ごとの土砂災害危険度情報の監視を行い、状況を把握します。</p> <p>また、津地方気象台や三重県が発信する雨量情報等を収集・分析し、迅速な住民等への避難情報発令の判断材料として活用します。</p>
3	風水害等対策編	26	<p>第3節 土砂災害等予防計画</p> <p>3 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所）</p> <p>ア 警戒体制の整備</p> <p>(イ) 監視体制</p> <p>土砂災害警戒情報が発表された後、三重県土砂災害情報提供システムにおいて、土砂災害危険度が薄紫色（非常に危険）となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います。</p>	<p>第3節 土砂災害等予防計画</p> <p>3 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所）</p> <p>ア 警戒体制の整備</p> <p>(イ) 監視体制</p> <p>レベル3土砂災害警報又はレベル4土砂災害危険警報が発表された後、三重県土砂災害情報提供システムにおいて、土砂災害危険度が赤色（警戒）又は紫色（危険）となった地域を特定し、消防本部・消防団による危険箇所の巡視を行います。</p>
4	風水害等対策編	27	<p>第3節 土砂災害等予防計画</p> <p>3 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>(3)警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所）</p> <p>ア 警戒体制の整備</p> <p>【土砂災害警戒区域等監視体制】</p> 	<p>第3節 土砂災害等予防計画</p> <p>3 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>(3)警戒避難体制の整備（建設部、農林水産部、消防本部、各総合支所）</p> <p>ア 警戒体制の整備</p> <p>【土砂災害警戒区域等監視体制】</p> 
5	風水害等対策編	28	<p>第3節 土砂災害等予防計画</p> <p>3 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>(4) 住民への避難支援等（危機管理部）</p> <p>市は、土砂災害ハザードマップを活用し住民等に危険度の周知を行うとともに、地区防災計画の策定や避難訓練に対する支援を行うほか、土砂災害避難施設等の更なる確保に努めます。</p> <p>また、住民に対して、大雨警報（土砂災害）が発表された場合、あらかじめ指定した土砂災害避難施設等に避難するよう啓発します。</p> <p>ア 住民への避難誘導</p> <p>大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表された時は、土砂災害時に避難できる指定避難所や土砂災害避難施設等安全な場所へ避難誘導を行います。ただし、既に土砂災害時に開設しない指定避難所へ避難していた場合は、速やかに土砂災害時に避難できる指定避難所や土砂災害避難施設等安全な場所へ誘導を行います。</p>	<p>第3節 土砂災害等予防計画</p> <p>3 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>(4) 住民への避難支援等（危機管理部）</p> <p>市は、土砂災害ハザードマップを活用し住民等に危険度の周知を行うとともに、地区防災計画の策定や避難訓練に対する支援を行うほか、土砂災害避難施設等の更なる確保に努めます。</p> <p>また、住民に対して、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報が発表された場合、あらかじめ指定した土砂災害避難施設等に避難するよう啓発します。</p> <p>ア 住民への避難誘導</p> <p>レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報が発表された時は、土砂災害時に避難できる指定避難所や土砂災害避難施設等安全な場所へ避難誘導を行います。ただし、既に土砂災害時に開設しない指定避難所へ避難していた場合は、速やかに土砂災害時に避難できる指定避難所や土砂災害避難施設等安全な場所へ誘導を行います。</p>

新たな防災気象情報の変更に伴う津市地域防災計画の主な読み替え

No	冊子名	頁	現行計画	読み替え後
6	風水害等対策編	61	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 3 避難開始の基準の設定（危機管理部） … オ 氾濫開始相当水位 堤防天端等、氾濫が開始する水位であり、市町村長の【警戒レベル5】緊急安全確保の発令判断の目安となる水位。</p>	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第1節 防災施設の限界と避難開始の時期 3 避難開始の基準の設定（危機管理部） … オ 氾濫発生水位 堤防天端等、氾濫が開始する水位であり、市町村長の【警戒レベル5】緊急安全確保の発令判断の目安となる水位。</p>
7	風水害等対策編	68	別紙1-1のとおり	別紙1-2のとおり
8	風水害等対策編	69	<p>(2) 特別警報発表時における対応について ア 大雨特別警報 大雨特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。 また、<u>河川及び土砂災害</u>の避難情報発令の判断基準に基づき既に発令されている避難情報については、改めて避難の対象となる地域を確認し、避難が必要な地域に適切な避難情報が発令されているか確認を行うとともに、避難所についても必要な避難所が開設されているか確認を行います。 なお、気象庁から大雨特別警報が発表されていない場合でも、伊勢湾台風級の台風が上陸するおそれがある場合には、市は、気象庁からの情報等をもとに、<u>河川及び土砂災害</u>の避難情報の発令基準に満たしていない場合においても、暴風時には避難が困難になることを想定し、津地方気象台や河川管理者と協議し早めの高齢者等避難や避難指示の発令を検討するものとします。 イ 高潮特別警報 高潮特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。 津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して、状況に応じて、<u>避難情報を発令することとし、必要な避難所を開設することとします。</u> ウ 波浪特別警報 波浪特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。 エ 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。 屋外に出ることの危険性、屋内待避について市内全域に注意喚起を行います。</p>	<p>(2) <u>レベル5</u> 特別警報発表時における対応について <u>ア レベル5 氾濫特別警報</u> <u>レベル5 氾濫特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。</u> <u>また、洪水予報河川（雲出川）の発令判断基準に基づき既に発令されている避難情報については、改めて避難の対象となる地域を確認し、避難が必要な地域に適切な避難情報が発令されているか確認を行うとともに、避難所についても必要な避難所が開設されているか確認を行います。</u> <u>なお、気象庁からレベル5 氾濫特別警報が発表されていない場合でも、伊勢湾台風級の台風が上陸するおそれがある場合には、市は、気象庁からの情報等をもとに、洪水予報河川（雲出川）の発令基準に満たしていない場合においても、暴風時には避難が困難になることを想定し、津地方気象台や河川管理者と協議し早めの高齢者等避難や避難指示の発令を検討するものとします。</u> <u>イ レベル5 大雨特別警報</u> <u>レベル5 大雨特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。</u> <u>また、洪水予報河川以外の発令判断基準に基づき既に発令されている避難情報については、改めて避難の対象となる地域を確認し、避難が必要な地域に適切な避難情報が発令されているか確認を行うとともに、避難所についても必要な避難所が開設されているか確認を行います。</u> <u>なお、気象庁からレベル5 大雨特別警報が発表されていない場合でも、伊勢湾台風級の台風が上陸するおそれがある場合には、市は、気象庁からの情報等をもとに、洪水予報河川以外の発令判断基準に満たしていない場合においても、暴風時には避難が困難になることを想定し、津地方気象台と協議し早めの高齢者等避難や避難指示の発令を検討するものとします。</u> <u>ウ レベル5 土砂災害特別警報</u> <u>レベル5 土砂災害特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。</u> <u>避難情報発令の判断基準に基づき既に発令されている避難情報については、改めて避難の対象となる地域を確認し、避難が必要な地域に適切な避難情報が発令されているか確認を行うとともに、避難所についても必要な避難所が開設されているか確認を行います。</u> <u>エ レベル5 高潮特別警報</u> <u>レベル5 高潮特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。</u> <u>津、河芸、香良洲地域の沿岸部に対して、適切な避難情報が発令されているか確認を行うとともに、避難所についても必要な避難所が開設されているか確認を行います。</u> <u>オ 波浪特別警報</u> <u>波浪特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。</u> <u>カ 大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報</u> <u>大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報が発表された旨の周知を市内全域に行います。</u> <u>屋外に出ることの危険性、屋内待避について市内全域に注意喚起を行います。</u></p>

新たな防災気象情報の変更に伴う津市地域防災計画の主な読み替え

No	冊子名	頁	現行計画	読み替え後
9	風水害等対策編	74	<p>第4節 自主的な避難</p> <p>2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）</p> <p>市は、大雨や洪水、高潮による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に状況が異なるため、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取組を進めようとするものです。</p>	<p>第4節 自主的な避難</p> <p>2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）</p> <p>市は、大雨や洪水、土砂災害、高潮による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に状況が異なるため、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能な場合もあります。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難行動要支援者と一緒に避難する取組を進めようとするものです。</p>
10	風水害等対策編	85 86	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>1 津市災害対策本部の設置（危機管理部）</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準</p> <p>ア 設置</p> <p>(7) 津市に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかの警報が発表されたとき又は、高潮警報に切り替わる可能性が高い旨が言及された高潮注意報が発表されたとき。</p> <p>(イ) 津市に大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(ウ) 竜巻、地すべりその他異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p> <p>イ 廃止</p> <p>(7) 津市に発表されていた暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報又は高潮警報が解除されたとき。</p> <p>(イ) 津市に発表されていた大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が注意報に切り替わったとき又は解除になったとき、及び波浪特別警報が警報等へ切り替わったとき。</p> <p>(ウ) 災害対策本部の業務が概ね完了したとき。</p> <p>(イ) その他市長が適当と認めたとき。</p>	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>1 津市災害対策本部の設置（危機管理部）</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準</p> <p>ア 設置</p> <p>(7) 津市に暴風警報、暴風雪警報、レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報、レベル3 高潮警報、大雪警報のいずれかの警報が発表されたとき。</p> <p>(イ) 津市に、レベル4 氾濫危険警報、レベル4 大雨危険警報、レベル4 土砂災害危険警報、レベル4 高潮危険警報のいずれかの危険警報が発表されたとき。</p> <p>(ウ) 津市に、レベル5 氾濫特別警報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報、レベル5 高潮特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報のいずれかが発表されたとき。</p> <p>(イ) 竜巻、地すべりその他異常な自然現象（地震を除く）又は火災、爆発等の人為的な原因による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長・水防管理者）が必要と認めたとき。</p> <p>イ 廃止</p> <p>(7) 津市に発表されていた暴風警報、暴風雪警報、レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報、レベル3 高潮警報、大雪警報が解除されたとき。</p> <p>(イ) 津市に、レベル4 氾濫危険警報、レベル4 大雨危険警報、レベル4 土砂災害危険警報、レベル4 高潮危険警報のいずれかの危険警報が解除されたとき。</p> <p>(ウ) 津市に発表されていたレベル5 氾濫特別警報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報、レベル5 高潮特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が注意報に切り替わったとき又は解除になったとき、及び波浪特別警報が警報等へ切り替わったとき。</p> <p>(イ) 災害対策本部の業務が概ね完了したとき。</p> <p>(ウ) その他市長が適当と認めたとき。</p>
11	風水害等対策編	88	別紙1-3のとおり	別紙1-4のとおり
12	風水害等対策編	114	<p>第2節 気象に関する予報及び警報等の収集・伝達活動</p> <p>1 気象に関する予報及び警報等の収集・伝達の多様化（危機管理部、政策財務部、消防本部）</p> <p>(4) 特別警報、警報及び注意報の基準</p> <p>（※参考）気象庁ホームページにおける「大雨・洪水警報の危険度分布」については、下記URLから閲覧できます。</p> <p>○ 大雨警報（浸水害）の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</p> <p>○ 洪水警報の危険度分布 https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</p>	<p>第2節 気象に関する予報及び警報等の収集・伝達活動</p> <p>1 気象に関する予報及び警報等の収集・伝達の多様化（危機管理部、政策財務部、消防本部）</p> <p>(4) 特別警報、警報及び注意報の基準</p> <p>（※参考）気象庁ホームページにおける「キキクル（危険度分布）」については、下記URLから閲覧できます。</p> <p>○ 浸水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund</p> <p>○ 土砂キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land</p> <p>○ 洪水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood</p>
13	風水害等対策編	126	別紙1-5のとおり	別紙1-6のとおり
14	風水害等対策編	132	別紙1-7のとおり	別紙1-8のとおり

新たな防災気象情報の変更に伴う津市地域防災計画の主な読み替え

No	冊子名	頁	現行計画	読み替え後
15	風水害等対策編	140	<p>第7節 水防計画</p> <p>1 水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部、各総合支所）</p> <p>セ 水防解除</p> <p>水防管理者は、次のいずれかの通報を受け、水位が氾濫注意水位を下回り、危険が去ったと認められるときは、県水防支部と協議の上これを解除します。また、消防団についても同様とします。</p> <p>(7) 国土交通省及び三重県が発表する水防警報の解除</p> <p>(イ) 気象台が発表（又は通報）する気象・洪水・高潮・津波に関する特別警報・警報・注意報の解除</p>	<p>第7節 水防計画</p> <p>1 水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部、各総合支所）</p> <p>セ 水防解除</p> <p>水防管理者は、次のいずれかの通報を受け、水位が氾濫注意水位を下回り、危険が去ったと認められるときは、県水防支部と協議の上これを解除します。また、消防団についても同様とします。</p> <p>(7) 国土交通省及び三重県が発表する水防警報の解除</p> <p>(イ) 気象台が発表（又は通報）する気象・洪水・高潮・津波に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の解除</p>
16	風水害等対策編	142	<p>第7節 水防計画</p> <p>1 水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部、各総合支所）</p> <p>ツ ため池緊急点検</p> <p>ため池については、大雨特別警報が発表された場合、緊急点検対象ため池（注1）については決壊の有無にかかわらず、管理者等による緊急点検を24時間以内実施し、異常が確認されたため池については、降雨等による二次災害の防止を図るため緊急放流等の必要な措置を講じ、異常がないため池についても一定期間継続観察を行います。</p> <p>（注1）地域防災計画等に定められている全てのため池とします。</p>	<p>第7節 水防計画</p> <p>1 水防活動の実施（消防本部、危機管理部、建設部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部、各総合支所）</p> <p>ツ ため池緊急点検</p> <p>ため池については、レベル5大雨特別警報が発表された場合、緊急点検対象ため池（注1）については決壊の有無にかかわらず、管理者等による緊急点検を24時間以内実施し、異常が確認されたため池については、降雨等による二次災害の防止を図るため緊急放流等の必要な措置を講じ、異常がないため池についても一定期間継続観察を行います。</p> <p>（注1）地域防災計画等に定められている全てのため池とします。</p>